



宮 崎 県 公 報

令 和 5 年 4 月 3 日 (月 曜 日) 第 395 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

告 示

- 指定障害福祉サービス事業者の指定…………… (障がい福祉課) 1
- 指定障害福祉サービス事業の廃止…………… (“) 1
- 保安林の指定予定…………… (自然環境課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更通知の宛先不明

頁

- について (2件) …………… (自然環境課) 2
- 道路の区域の変更…………… (道路保全課) 2
- 道路の供用の開始 (5件) …………… (“) 2
- 道路の占用を制限する区域の指定 (3件) …… (“) 3
- 歳入の収納の事務の委託…………… (建築住宅課) 4
- 宮崎県収入証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課) 4

公 告

- 土地改良区の新設合併…………… (農村整備課) 4

告 示

宮崎県告示第 250号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者の指定をした。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510500418	りのらミラクル	小林市堤2977番地101	株式会社リノラ未来	小林市細野3084番地2	令和5年4月1日	就労継続支援B型

宮崎県告示第 251号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成17年法律第 123号) 第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業の廃止について次のとおり届出があった。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

事業所番号	指定障害福祉サービス事業所		指定障害福祉サービス事業者		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地		
4510400056	つよし学園児童部	日南市大字風田3585番地	社会福祉法人つよし会	日南市大字風田3585番地	令和4年4月1日	短期入所

宮崎県告示第 252号

森林法 (昭和26年法律第 249号) 第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字並松

4684-3、4690-1、4691、字高八重4713-3

2 指定の目的 水源^{かん}の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は択伐による。

字並松4684-3・4690-1・4691・字高八重4713-3 (以上4筆について次の図に示す部分に限る。)

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県東臼杵農林振興局並びに諸塚村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 253号

保安林の指定施業要件を変更する件（令和5年農林水産省告示第256号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 都城市役所
河野武二、竹山久義、新穂薫一
 - (2) 美郷町役場
河野充
- 2 通知の要旨
 - (1) 農林水産大臣から保安林の指定施業要件を変更する旨の通知があったこと。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については令和5年農林水産省告示第256号によること。

宮崎県告示第 254号

保安林の指定施業要件の変更（令和5年宮崎県告示第145号）に係る保安林の所有者及びその保安林に関し登記した権利を有する者のうち、次の者については、所在が不明なため、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件の変更の通知の内容を、当該保安林の属する市の市役所又は町の町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 掲示場所及び所在が不明な者の氏名
 - (1) 日向市役所
幸崎傳昭、山本家利、奈須鉄舟
 - (2) 串間市役所
山下助市、山下萬吉、山下萬吉、田中俊治
 - (3) 美郷町役場
下村タキ、山田峯三郎、中村米実
 - (4) 高千穂町役場
押方身強、興侶勝洋、興侶友市、工藤代四郎、佐藤親博、佐藤政幸、川越八百吉、土持才次郎、奈須ツルノ、奈須瀧三郎、奈須量賞、鈴木宜広、鈴木仙恵、鈴木隆恵
- 2 通知の要旨
 - (1) 保安林の指定施業要件を変更すること。
 - (2) 変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件につ

いては令和5年宮崎県告示第145号によること。

宮崎県告示第 255号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧の別	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)
	国道	265号	小林市須木 中原柚園国 有林2111ー る林小班か ら同市須木 中原柚園国 有林2111ー た林小班ま で	旧	7.4～ 24.6	120.0
				新	17.5～ 45.9	120.0

宮崎県告示第 256号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市北方 町川水流字 中ノ水流卯 1711番地先 から同市同 町川水流字 日渡し卯16 74番4地先 まで	令和5年4月3日

宮崎県告示第 257号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	218号	延岡市北方町川水流字日渡し卯1631番3地先から同市同町川水流字原卯1615番6地先	令和5年4月3日

宮崎県告示第 258号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月3日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2111ーる林小班から同市須木中原柚園国有林2111ーた林小班まで	令和5年4月3日

宮崎県告示第 259号
道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。
なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。
令和5年4月3日
宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	265号	東臼杵郡椎葉村大字下福良字野老ヶ八重 586番6地先から同郡同村同大字下	令和5年4月3日

			椎葉 511番 21地先まで	
--	--	--	-------------------	--

宮崎県告示第 260号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	503号	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字深尾ノ越 654番1地先から同郡同村同大字同字 650番4地先まで	令和5年4月3日

宮崎県告示第 261号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市北方町川水流字中ノ水流卯1711番地先から同市同町川水流字日渡し卯1640番5地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月18日

宮崎県告示第 262号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第1項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	218号	延岡市北方町川水流字日渡し卯1631番2地先から同市同町川水流字原卯1613番3地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月18日

宮崎県告示第 263号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和5年4月3日から同年同月17日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	265号	小林市須木中原柚園国有林2111ーる林小班から同市須木中原柚園国有林2111ーた林小班まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和5年4月18日

宮崎県告示第 264号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1 項の規定により、歳入の収納の事務を次のとおり委託した。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

委託した 収納事務	委託先	委託期間
県営住宅に係る住宅使用料及び駐車場使用料	地銀ネットワークサービス株式会社 株式会社しんきん情報サービス 株式会社セイコーマート 株式会社セブンーイレブン・ジャパン 株式会社ファミリーマート 株式会社ポプラ ミニストップ株式会社 山崎製パン株式会社 株式会社ローソン	令和5年4月1日から 令和6年3月31日まで

宮崎県告示第 265号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣

指定を取り消した売りさばき人の氏名	指定を取り消した売りさばきをする場所	指定取消年月日
内田孝一	児湯郡高鍋町大字北高鍋3870ー1 高鍋総合庁舎内	令和5年3月31日

公 告

出之山土地改良区（小林市）、保揚枝原土地改良区（小林市）、宝光院土地改良区（小林市）、長者井堰土地改良区（小林市）、堤土地改良区（小林市）、黒沢津土地改良区（小林市）、市谷土地改良区（小林市）、平川土地改良区（小林市）及び巢ノ浦土地改良区（小林市）の合併により、小林市土地改良区（小林市）が設立され、出之山土地改良区、保揚枝原土地改良区、宝光院土地改良区、長者井堰土地改良区、堤土地改良区、黒沢津土地改良区、市谷土地改良区、平川土地改良区及び巢ノ浦土地改良区は、解散する。

令和5年4月3日

宮崎県知事 河野 俊 嗣